

Letter**子どもの意見を「聴く」仕組みの構築に関する提言**

稲葉治久（新潟大学大学院医歯学総合研究科）

政府は、児童虐待問題の解決として、アドボケイト（Advocate：擁護・代弁）制度を構築し、子ども自身が苦情や相談ができる「子ども意見表明権」を保障する仕組みについて検討している。法的検討では、2016年の児童福祉法改正で、都道府県に設置される児童福祉審議会は、子どもや関係者に対し出席を求め、その意見を聴くことができると定め（第8条第6項）、同法の附帯決議で、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討することを付した。2019年の児童福祉法改正では、児童福祉審議会で意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、環境等に配慮しなければならないと明記され（第8条第7項）、本年4月に施行された。そして、附帯決議において、政府は、施行後2年を目途として、必要な措置を講ずるものとした。以上のように、政府は第三者機関として児童福祉審議会の組織を活用した意見表明の仕組みづくりを進めている。

上記を踏まえ、いくつかの課題を指摘したい。第1に、「聴く」主体の問題である。審議会で子どもの意見を聴くことを明記したことは一歩前進ではある。しかしながら、児童福祉法第2条で定める国民の児童の意見尊重の義務規定が聴く根拠となるならば、審議会とは異なる、科学的知見に立った有識者に加え、市民などの非科学者も参画できる第三者機関を指向すべきである。付加的に次のような副産物も見込める。各ステークホルダーのコミュニケーションの蓄積は、共創を推進する

政府の科学技術基本計画における倫理的・法的・社会的課題（ELSI：Ethical, Legal and Social Issue）の取組みに資するものとする。第2に、「聴く」手続きについて、審議会で意見表明できる状況は、幾多の手続的フィルターを経た結果であることが想定される。声をあげる子どもには、審議会に辿り着く前段階の過程で、口頭（verbal）だけでなく、顔色や表情（non-verbal）によるコミュニケーションも受け止め、全方位で傾聴する体制を整えるべきである。第3に、「聴く」保障についてである。一例として、スコットランドでは、子ども若者コミッショナー法（The Commissioner for Children and Young People(Scotland) Act 2003）によって、調査権、戦略的訴訟等の権利行使が認められている⁽¹⁾。具体的なオプションの整備、権利義務の明確化について参考となろう。

虐待は、子どもの生死、成育に直結する。包括的な法整備を視野に入れつつ、実効的かつ能動的な子どもの意見を「聴く」仕組みづくりが急務である。

参照文献

(1) Children and Young People's Commissioner Scotland. Our legal work. <https://cypcs.org.uk/get-help/i-work-to-change-things/our-legal-work/> (2020年7月1日閲覧)

(2020年7月27日受理／同年8月13日採択)